

あ き た か た し  
**広島県安芸高田市地域おこし協力隊員 募集要項**  
**【2026（令和8）年度任用】**

2026年1月20日現在  
広島県安芸高田市

○安芸高田市ってどんなところ？

広島県安芸高田市は、「歴史」「自然」「文化」が三拍子そろった魅力溢れるまちです。

戦国武将・毛利元就の生まれ育った城跡が残り、伝統芸能である神楽も盛んに受け継がれています。

澄んだ空気と豊かな水に恵まれた土地では、自然の恵みを生かした安心・新鮮な食材が育ち、日々の食卓を豊かに彩ってくれます。

広島県北部に位置し、広島市のすぐ隣にあるため、車で約1時間で広島市中心部へアクセスできます。都市の利便性を享受しながら、落ち着いた田舎暮らしを実現できる環境です。

また、中国自動車道や国道54号線を利用すれば、広島市や島根方面への移動もスムーズで、広島空港へも車で約1時間で行くことができます。

都市部から近いのに、静かでゆったりと暮らせる「ちょうどいい田舎」。

それが安芸高田市です。



神楽



公式マスコットキャラクター  
「たかたん」



花田植え



棚田の風景

## ○募集ミッション

### 1 空き家から始めるまち未来デザイン

安芸高田市内の空き家率は約 20%。さまざまな理由で人が住まなくなった家屋が増え、多くの自治体と同様に大きな課題となっています。

その一方で、市が運用する空き家バンクには、年間約 50 件の登録があり、成約率は約 7 割と、県内でも比較的高い水準で持ち主と利用希望者のマッチングが進んでいます。

しかし、市内には空き家バンクに未登録の物件がまだ多く、制度そのものの認知度や活用方法の周知には課題が残っています。

そこで、本ミッションでは、安芸高田市内の空き家について、所有者へのヒアリングや不動産業者との連携を通じて現状分析を行い、空き家所有者や利活用希望者のニーズに応じた空き家活用の推進に取り組んでいただきます。

#### (1) 活動イメージ

- 市、地域住民、空き家バンク利用者、不動産業者などへのヒアリングを行い、空き家が持つポテンシャルや課題を把握し、現状分析を行う。
- 空き家所有者や活用希望者のニーズに応えるため、どのような取り組みが可能か、実践を通して検証する。
- 空き家を活用した新規事業の企画・提案及びその展開に取り組む。
- 空き家バンク登録物件の VR 撮影や情報発信など、利活用促進に繋がる業務。

#### (2) 任期終了後のイメージ

- 自ら DIY で整えた拠点を活用し、イベントやワークショップを企画・開催する。
- 空き家を活用したカフェ、民泊、地域サービスなどの事業を立ち上げ、地域に根ざした起業へつなげる。
- 不動産業者など地元事業者と連携し、任期後も継続的に活動できる仕組みを構築する。
- 空き家活用のコーディネーターとして独立し、地域の空き家相談窓口として活動する。
- 空き家を活用したシェアオフィス、アトリエ、コミュニティスペースの運営に携わる。
- 空き家活用のノウハウを活かし、地域内外のプロジェクトや企業と協働する。
- 空き家活用の成功事例を発信し、移住促進や地域ブランディングに関わる。
- 地域住民と協働し、空き家を活かした新しいコミュニティづくりをリードする。



古民家での暮らし

## 2 里山移住スタートアップ in 川根

高宮町の川根地区は、島根県との県境に位置し、昔ながらの暮らしや文化が息づく里山エリアです。山や川の豊かな自然に囲まれ、住民主体の「川根振興協議会」を中心に、伝統文化の継承や自然保全、地域活性化に取り組んでいます。

また、地域資源を丸ごと学べる拠点「エコミュージアム川根」を活用しながら、里山ならではの地域づくりが進められています。

一方で、人口減少が進み、地域活動を支える人手不足が大きな課題となっています。

そこで今回、地域の皆さんとともに活動し、川根地域の活性化に貢献していただける隊員を募集します。

### (1) 活動イメージ

- ・川根での暮らしを知る

日常の中で人・文化・自然に触れながら、川根地域への理解を深める。

- ・地域の仕事や活動をサポートする

行事運営、環境保全、地域運営など、地域の方々と協力しながら活動に参加する。

- ・定住に向けた準備を進める

必要な資格取得、仕事づくりの準備、住まい・生活基盤の整備など、自立した暮らしに向けたステップを踏む。

### (2) 任期終了後のイメージ

- ・地域のハブとなり、移住者支援や地域コーディネーターとして活動する。

- ・川根の文化・自然を活かした新しい働き方に挑戦する。

- ・地域にある仕事を継承し、担い手として活躍する。

- ・地域の子どもや若者の交流の場、学びの場づくりに関わる。

- ・里山農業を学び、自分の農地を持つ。

- ・農業×観光の体験プログラムを企画、運営する。



先輩協力隊員が全力でサポートします！



エコミュージアム川根

### 3 子どもたちのサードプレイス支援

安芸高田市内には、市立の小学校が7校、中学校が6校あります。子どもたちを取り巻く環境は多様であり、背景によっては、学校に通いにくい、あるいは通っていない子どもたちもいます。そのような子どもたちは、学校以外の居場所を求めており、支える保護者の存在も欠かせません。市では、教育支援センター「あすなろ」を設置し、支援を行っています。しかし、当事者のニーズに即した活動を展開するためには、現状把握や活動推進にまだ課題が残されています。また、市内には民間のフリースクールや、子ども向けの体験活動を提供する団体もあり、行政・学校・民間・当事者が連携することで、子どもたちの居場所づくりをさらに充実させる可能性があります。

#### (1) 活動のイメージ

- ・安芸高田市教育委員会（学校教育課）教育支援センター「あすなろ」に所属し、市内の子どもたちの現状を把握する。
- ・教育支援センターの運営に携わり、イベントやプログラムの企画・運営を行う。
- ・小・中学校や民間のフリースクールと連携し、子どもたちの居場所づくりを支援する。
- ・子どもたちが安心して参加できる体験活動や交流の場を企画・運営し、子どもたちと直接関わりながら成長を支える。

#### (2) 任期終了後のイメージ

- ・地域での継続的な活動  
フリースクールや教育支援センタースタッフとして定着  
地域団体やNPOに参画し、居場所づくりを継続
- ・新規事業の立ち上げ  
ユースセンターや子どもカフェの運営  
子ども向け体験活動や学習支援事業の起業
- ・専門性の深化  
教育支援者心理支援の資格取得を目指し、専門職へキャリアアップ



向原町に自生するカタクリ

## 1 募集・勤務形態・福利厚生のこと

### (1) 募集人数

各ミッションにつき 1 名 計 3 名



### (2) 雇用形態・任期・報酬など

雇用形態：会計年度任用職員として、市長が委嘱します。

任期は委嘱開始月からその年度の 3 月 31 日まで。活動状況を勘案し、1 年ごとに最長 3 年間を限度として延長することができます。

※委嘱開始日は、安芸高田市と第 2 次選考合格者との協議により、決定するものとします。

- ・基本報酬（月額）：207,716 円

- ・地域手当（月額）：4,154 円

- ・賞与：（6 月・12 月の年 2 回）

※社会保険（厚生年金・健康保険等）の本人負担分が差し引かれます。

### (3) 勤務日数・勤務時間

- ・勤務日数は週 4 日もしくは 5 日とします。

- ・勤務時間は週 30 時間です。これを超える勤務は、時間外手当として支給します。

※休日勤務の場合は、原則振替とします。

- ・活動時間帯は、活動内容によって変動します。

### (4) 待遇・福利厚生

- ・社会保険（厚生年金・健康保険等）に加入します。

- ・職務に関連する手当（通勤手当、時間外勤務手当等）を支給します。

- ・居住、光回線等の通信基本料及び設置に要する費用を助成します。

- ・活動には公用車を使用します。

- ・活動に使用する消耗品、出張・研修に係る経費は予算の範囲内で支給します。

## 2 共通業務および活動

(1) 地域おこしの提案と実践（分野は問いません）

(2) 毎月の連絡会議、研修会、成果報告会などへの参加

(3) その他、目的達成に資する活動

### 3 応募資格

- (1) 性別及び学歴不問。
- (2) 住所：現在、三大都市圏をはじめとする都市地域等に居住し、委嘱後、安芸高田市内に生活拠点を移し住民票を異動できる方で、安芸高田市に1年以上の滞在を予定する方。または、他地域で、地域おこし協力隊に一定期間（2年以上）従事し、かつ、解職から1年以内の方。そのうち委嘱（委託）後、安芸高田市内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方で、安芸高田市に1年以上の滞在を予定する方。

※「三大都市圏をはじめとする都市地域等」とは

- ・「条件不利地域（過疎、山村、離島、半島等の指定地域）のない市町村
- ・「一部条件不利地域」の市町村のうち、条件不利区域以外の区域

※詳しくはお問い合わせください。

(3) 資格等

普通自動車運転免許（AT限定可）を取得している方、着任までに取得できる方

- (4) 基本的なパソコン操作（Word・Excelの書類作成、メール等）ができる方
- (5) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (6) 地域おこしに意欲と情熱があり、地域になじむ意思のある方
- (7) 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない方

### 4 欽迎要件（どれか一つでも満たす方、大歓迎です）

- (1) 多様な人と交わり、話を聞くことが好きな方
- (2) 地域コミュニティ活動に興味がある方
- (3) 地域とかかわる事業や仕事に従事したことがある方
- (4) 人に教えられる特技・趣味がある方
- (5) 子ども、若者と関わることが好きな方
- (6) 元気で大きな声で挨拶ができる方
- (7) どんな人にでも話しかけて仲良くなれる自信がある方
- (8) 体力に自信がある方
- (9) 社会的な一般常識がある方

※任期終了後、起業・就業し、安芸高田市に定住する意欲のある方を歓迎しますが、定住を強制するものではありません。



### 5 応募手続

(1) 応募受付期限

2026（令和8）年3月2日（月）

## (2) 提出書類

- ①安芸高田市地域おこし協力隊応募用紙
- ②履歴書：書式は任意・写真（6か月以内に撮影・上半身・無帽・正面）貼付
- ③住民票（世帯全員の記載があるもの）
- ④レポート（A4用紙1枚程度で書式は自由）
  - ・地域おこし協力隊に応募した動機について
  - ・地域おこし協力隊で行いたい事業イメージ、活かしたい能力等

※応募書類等は返却いたしません。また、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

## (3) 応募先

次のところに郵送又は持参してください。

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

安芸高田市役所 企画部 政策企画課 「地域おこし協力隊」募集担当

### (郵送で応募する場合)

提出書類は、角形2号封筒（縦33.2cm×横24cm）に入れてください。

封筒の表左下に赤字で「地域おこし協力隊応募」と記載し、裏面には応募者の「郵便番号・住所・氏名」を明記してください。

郵送の際は、必ず郵便局窓口で「特定記録郵便」扱いとして投函してください。その際、郵便局から発行される受領書は、第1次選考結果の通知が届くまで大切に保管してください。

※応募にかかる費用は、全て応募者の負担となります。

## 6 選考方法・結果の通知

### (1) 選考方法

#### ①第1次選考

書類審査による選考を行います。

合否の結果は、文書等で個別に通知します。

#### ②第2次選考

第1次選考合格者を対象に、安芸高田市において面接試験を実施します。

実施日については、2026（令和8）年3月を予定しています。

詳細につきましては、文書で個別に通知します。

## (2) 選考結果の通知

第2次選考終了後、文書で個別に通知します。

## 7 その他

安芸高田市は、公共交通の利便性が高くない地域のため、勤務以外の日常生活には自家用車をお持ちいただくことが望ましいです。

## 8. お問い合わせ先

安芸高田市役所 企画部政策企画課（担当：藤堂・新谷）

〒731-0592

広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

電話 0826-42-5612

FAX 0826-42-4376

メール [seisakukikaku@city.akitakata.jp](mailto:seisakukikaku@city.akitakata.jp)

### ※地方公務員法※

第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第五章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※本募集要項は、安芸高田市の予算の成立を前提としたものであり、予算審議等の結果、内容が変更される場合があります。また、活動支援額は、国の「地域おこし協力隊推進要綱」の地方財政措置額を財源として支援するため、国の同要綱の改正が行われた場合は、活動支援額に変更が生じる場合があります。

